

市川市立百合台小学校「学校いじめ防止基本方針」

日頃より、本校の教育活動に御支援、御協力いただきありがとうございます。今年度の本校の「学校いじめ防止基本方針」を以下のように取り決めました。保護者の皆様にお知らせいたします。

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な方針

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。（いじめ防止対策推進法第2条第1項による）

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努める。

2 いじめ防止の施策

(1) いじめ防止の基本方針

① いじめの未然防止

(基本的な考え方)

いじめはどの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、児童の尊厳が守られ、児童をいじめに向かわせないための未然防止に、すべての教職員が取り組む。

(措置)

- ・いじめ防止対策推進法の内容を児童、保護者に周知する。
- ・社会や大人の不適切な発言や体罰は、いじめを助長することもあるので、厳に慎むこと（発達障害についての理解を深める）。
- ・生徒指導の機能を重視した授業によって、児童一人ひとりに自己存在感を高める。
- ・児童の自発的な活動を支援する。
- ・道徳や学級活動等の年間計画に基づき、前後期に1回ずつすべての学級でいじめ等に関する指導を行う。

② いじめの早期発見

(基本的な考え方)

- ・いじめは大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識する。
- ・ささいな兆候であってもいじめではないかとの疑いを持つ。早い段階から積極的に認知する。

(措置)

- ・定期的なアンケート調査を7月と12月の年間2回、また年間を通して教育相談を充実することで、いじめの実態把握に取り組む。
- ・児童、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制を整備する。

③ いじめが発生した際の対処

(基本的な考え方)

- ・いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。
- ・被害児童を守り通すとともに、毅然とした態度で加害児童を指導する。

(措置)

- ・いじめの発見、相談を受けた場合は、速やかに事実の有無の確認を行う。
- ・いじめと疑われる行為を発見した場合、すぐに対応する。
- ・発見・通報を受けた教職員は一人で抱え込まず、学校における「いじめ対策委員会」に直ちに情報を共有する。
- ・「いじめ対策委員会」を中心に、いじめの事実の有無を確認する。
- ・事実確認の結果は、校長が責任を持って、市教育委員会に報告するとともに、被害・加害児童の保護者に連絡する。
- ・犯罪行為として取り扱われるべきものと認めるときは、ためらうことなく所轄警察署と相談して対処する。
- ・いじめを発見した場合は、児童・保護者の不安を除去するとともに、児童の安全を確保する。また、いじめの背景にも目を向けた指導を行い、以後の対応について関係者の協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。
- ・ネット上の不適切な書き込み等については、直ちに削除する措置を取る。なお、児童の生命、身体等に重大な被害が生じる恐れがあるときは、直ちに所轄の警察署等に通報し、適切に援助を求める。

(2) 重大事態への対処

①重大事態が発生した際は、次のとおり速やかに連絡，報告を行う。

発見者→担任→学年主任→生徒指導主任→教頭→校長→教育委員会

②教育委員会と協議の上，当該事案に対処する校内の「いじめ対策委員会」を招集する。

③上記組織を中心として，事実関係を明確にするための調査を実施し，調査結果については，いじめを受けた児童・保護者に対し，事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

④調査結果を，教育委員会に報告する。

⑤調査結果を踏まえ，教育委員会の指導の下，いじめ問題の解決に向けて必要な措置を講ずる。

(3) 公表、振り返りについて

(措置)

- ・学校だより，ホームページ等で，自校の「学校いじめ防止基本方針」を公表する。
- ・いじめの問題への取組を，保護者，児童，教職員で振り返り，その結果を踏まえて改善に取り組む。